

平成 28 年第 1 回大田区選挙管理委員会 臨時委員会 議事要旨

日時 平成 28 年 6 月 21 日 (火) 午前 10 時 00 分

場所 選挙管理委員会室

議案審議

- 1 選挙人名簿登録の抹消について
公職選挙法第 28 条の規定に基づき、永久選挙人名簿から 1,986 名を抹消した。
- 2 選挙人名簿の登録について
公職選挙法第 22 条第 2 項の規定に基づき、永久選挙人名簿に 13,981 名を登録した。
- 3 地方自治法第 74 条第 5 項等の規定による数の告示について
地方自治法第 74 条第 5 項等の規定に基づく数の告示について承認された。
- 4 在外選挙人名簿登録の抹消について
公職選挙法第 30 条の 11 の規定に基づき、在外選挙人名簿から 1 名を抹消した。
- 5 在外選挙人名簿の登録について
公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定に基づき、在外選挙人名簿に 10 名を登録した。
- 6 参議院(東京都選出)議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を定めた。
- 7 参議院議員選挙における期日前投票所の告示について
公職選挙法第 48 条の 2 第 3 項等の規定に基づき、参議院議員選挙における期日前投票所を定めた。
- 8 参議院議員選挙における指定在外期日前投票所の告示について
公職選挙法第 48 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、参議院議員選挙における指定在外期日前投票所を定めた。

- 9 参議院議員選挙における投票所の告示について
公職選挙法第 39 条及び第 41 条の規定に基づき、参議院議員選挙における投票日当日投票所を定めた。
- 10 参議院議員選挙における投票管理者等の選任について
公職選挙法第 37 条等の規定に基づき、参議院議員選挙における投票管理者等を選任した。
- 11 参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任告示について
公職選挙法施行令第 25 条等の規定に基づき、参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を選任告示した。
- 12 参議院議員選挙における開票の場所及び日時について
公職選挙法第 64 条の規定に基づき、参議院議員選挙における開票の場所及び日時を定めた。
- 13 参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任告示について
公職選挙法第 61 条第 2 項等の規定に基づき、参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を選任した。
- 14 参議院議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時について
公職選挙法第 62 条第 6 項等の規定に基づき、参議院議員選挙における開票立会人のくじを行う場所を定めた。

報告事項

- 1 参議院議員選挙における在外選挙人名簿の登録の専決について
地方自治法施行令第 137 条の規定に基づく委員長専決により、平成 28 年 6 月 19 日付で在外選挙人名簿に 1 名を登録したことを報告した。
- 2 今後の日程について
今後の日程について確認した。
- 3 参議院議員選挙における事前審査終了者一覧について
6 月 20 日時点の参議院（東京都選出）議員選挙立候補届出事前審査終了者について確認した。